四街道市税条例等の一部を改正する条例

(四街道市税条例の一部改正)

第1条 四街道市税条例(昭和35年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号イ中「規定する学校」の次に「若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第51条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、次に掲げる者(収益事業を行うものを除く。)
 - ア 公益社団法人及び公益財団法人
 - イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可 地縁団体
 - ウ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- 第51条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 第1項第4号イ及びウに掲げる者のうち、同項の規定により法人の市民税の減免を受けようとする期間(法第312条第3項第4号に規定する期間をいう。以下この項において同じ。)の前の期間において第1項の規定による法人の市民税の減免を受けていた者について、当該減免の根拠となつた規定に規定する要件を減免を受けようとする期間中においても満たしていると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該期間に係る法人の市民税の納期限前7日までに同項の申請書の提出があつたものとみなして、第1項の規定を適用する。

(四街道市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四街道市税条例の一部を改正する条例(平成22年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中四街道市税条例第51条第1項第4号の改正規定及び同条第3項を第4項

とし、第2項の次に1項を加える改正規定 平成27年4月1日

(2) 第1条中四街道市税条例第34条の7第1項第1号イの改正規定 就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日